

歴史上の人物名からなる商標登録出願の取扱いについて

平成 21 年 10 月

特 許 庁

1. 検討の経緯

第 19 回商標制度小委員会において、「歴史上の人物名等の商標審査の方向性（案）」に関するご検討をいただき、同骨子案（参考資料 1）について、パブリックコメントの募集を行った。

2. パブリックコメントについて

（1）意見募集期間

平成 20 年 6 月 27 日～7 月 28 日

（2）意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

（3）提出意見数

団体 4

個人 5

（4）意見の概要及び意見に対する考え方

資料 3－2 のとおり

3. 歴史上の人物名からなる商標登録出願の取扱いについて

パブリックコメントにおいて、原則として商標登録を認めるべきでないとの意見や骨子案に基本的に賛成であるとの意見とともに、審査基準を設けることに反対又は慎重を期すべきとの意見が提出された。

また、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に係る判決においても、同号は公益規定であり、私的な利害の調整や私益に関する紛争は同号の適用に関する問題ではないとした上で、同号を適用し得るのは、出願の経緯や目的に社会的妥当性を著しく欠くものがあり、登録が商標法の予定する秩序に反し到底容認し得ない場合に限られ、私的な利害の調整や私益に関する紛争となるケースは原則として除外されるとされているものであることをも踏まえ、「母衣旗事件」の判決（平成 11 年 11 月 29 日東京高裁平成 10 年（行ケ）第 18 号）も参考に、次の骨子（案）からなる「歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願の取扱いについて」（資料 3－3）を商標審査便覧に新設することとしたい。

【新設する商標審査便覧の骨子（案）】

1. 歴史上の人物名からなる商標登録出願の審査においては、商標の構成自体がそうでなくとも、商標の使用や登録が社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合も商標法第4条第1項第7号に該当し得ることに特に留意するものとし、次に係る事情を総合的に勘案して同号に該当するか否かを判断することとする。
 - (1) 当該歴史上の人物の周知・著名性
 - (2) 当該歴史上の人物名に対する国民又は地域住民の認識
 - (3) 当該歴史上の人物名の利用状況
 - (4) 当該歴史上の人物名の利用状況と指定商品・役務との関係
 - (5) 出願の経緯・目的・理由
 - (6) 当該歴史上の人物と出願人との関係
2. 上記1. に係る審査において、特に「歴史上の人物の名称を使用した公益的な施策等便乗し、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、利益の独占を図る意図をもってした商標登録出願」と認められるものについては、公正な競争秩序を害するものであって、社会公共の利益に反するものであるとして、商標法第4条第1項第7号に該当するものとする。

【パブリックコメントに提示した骨子案】

1. 著名な歴史上の人物名等の商標について、例えば、当該人物の著名性・評価を自己の事業のために利用する意図又はその名声を濫用して利益を得る意図があること、地域の産業に悪影響を与え公正な取引秩序を乱すおそれがあること、また、名声や名誉を害するおそれがあり遺族の心情を害するおそれがあることが認められる場合には、商標法第4条第1項第7号（公序良俗違反）に該当することとする。
2. 著名な歴史上の人物名等の商標については、出願の経緯、故人・その遺族との関係、当該故人と指定商品・役務との関連性、当該故人名を登録した場合の社会や産業への影響等を調査し、その結果を勘案しても、当該人物の著名性・評価を自己の事業のために利用する意図又はその名声を濫用して利益を得る意図がある等の上記1. に挙げたものと認められる場合に、商標法第4条第1項第7号により登録を拒絶し得ることとする。